

○財務省告示第二百六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年九月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五	二八九トン
一四の二	二八二、四一二トン
一四	四七九、〇六六トン
一三	二、五四四、四四一トン
一二	三一、四八九トン
一一	四、四八七トン
一〇	三、三〇九トン
九	一八、四二八トン
八	五トン
七	四トン
六	一トン
五	二二〇トン
四	二三、一三八トン
三	一トン
二	三五・五トン
一	〇トン

二九	一八〇トン
二八	二トン
二七	四、一九四トン
二六	七七三トン
二五	〇トン
二四	三四トン
二三	二、三九二トン
二二	一六八トン
二一	一五、二二二トン
二〇	一二三トン
一九	七四二トン
一八	六、五〇七トン
一七	六四、一七八トン
一六	七、四〇一トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数

量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	二、四二四、八七二トン
一四	九七、四六六トン